

海外調査について（案）

1 調査目的

犯罪被害者等に対する経済的支援は、これまで犯罪被害給付制度を拡充するなど大きく改善されてきた一方で、未だ不十分であり、現行制度の改善や新たな被害者補償制度を創設してほしいとの要望がなされている現状にある。

犯罪被害者等に対する経済的支援は、犯罪被害者等を対象とした制度のみならず、結果として犯罪被害者等に対する経済的支援となり得る社会保障制度等とも密接に関連するものであり、これらの犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる諸制度等についても考慮に入れた上で検討を行う必要がある。

また、我が国と諸外国とでは、社会制度等も異なることから、同じ制度を導入することができない場合も多い。そのため、諸外国の事例を参考とする場合、歴史的・文化的背景、理念等についても考慮に入れる必要がある。

以上を踏まえ、諸外国における犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等について、現在の制度、理念等を調査するとともに、どのように犯罪被害者等に対する補償ないし給付が行われているのかについて可能な限り具体的に把握できるよう共通の指標を用いるなどして調査を行い、犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討に活用する。

2 調査対象国（5か国）

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国

3 調査概要

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ及び韓国の5か国における犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等に関して、我が国における当該制度等との比較に資するよう、検討会①の検討内容を踏まえて、各調査対象国の犯罪被害者等施策についての専門家である有識者と事務局において、文献等による事前調査及び現地調査を行う。

具体的には、検討会①の検討内容、事前調査により把握した内容等を踏まえて、共通の指標を含めた調査項目案を作成するとともに、調査対象機関を選定し、現地調査を実施する。

4 今後のスケジュール（予定）

10月～11月	事前調査、調査項目、調査対象機関等の検討 等
12月～24年1月	調査項目作成、現地調査準備 等
24年2月	現地調査実施
24年3月	調査結果まとめ、報告書作成